

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 8 年 6 月 1 日

関東信越厚生局長

渡辺 真俊

登録の記号番号	氏名	登録年月日
茨医 二六二四八	安慶名 柚樹	令和 八年 四月二十二日
茨医 二六二四九	寺内 幹	令和 八年 五月 七日
茨医 二六二五〇	大部 瑛紀	令和 八年 四月 二十日
茨医 二六二五一	中山 響	令和 八年 四月 二十日
茨医 二六二五二	福田 創史	令和 八年 四月 二十日
茨医 二六二五三	箕輪 岳昂	令和 八年 四月 二十日
茨医 二六二五四	山口 寛仁	令和 八年 四月 二十日
茨医 二六二五五	砂山 あやの	令和 八年 四月 三十日
茨医 二六二五六	高島 翔	令和 八年 五月 十一日
茨医 二六二五七	松坂 悠成	令和 八年 五月 十一日
茨医 二六二五八	大和田 悠翔	令和 八年 五月 十二日
茨医 二六二五九	齊藤 毅	令和 八年 五月 十二日
茨医 二六二六〇	幣 みのん	令和 八年 五月 十二日
茨医 二六二六一	巢籠 香菜子	令和 八年 五月 十二日
茨医 二六二六二	友部 優哉	令和 八年 五月 十二日
茨医 二六二六三	豊嶋 明里	令和 八年 五月 十二日
茨医 二六二六四	仲田 陽香	令和 八年 五月 十二日
茨医 二六二六五	深野 一真	令和 八年 五月 十二日
茨医 二六二六六	福島 菜穂子	令和 八年 五月 十二日
茨医 二六二七二	陣内 良飛	令和 八年 五月 十六日

健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十四条に規定する保険医及び保険薬剤師について、法第七十一条第一項の規定に基づき登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和 8 年 6 月 1 日

関東信越厚生局長

渡辺 真俊

登録の記号番号	氏名	登録年月日
茨薬 一二四〇六	川隅 昌大	令和 八年 四月二十九日
茨薬 一二四〇七	菅井 匠	令和 八年 五月 六日
茨薬 一二四〇八	矢萩 美里	令和 八年 五月 七日
茨薬 一二四〇九	西村 美月	令和 八年 四月二十九日
茨薬 一二四一〇	金子 理菜	令和 八年 五月 十一日
茨薬 一二四一一	塚越 睦文	令和 八年 四月二十八日
茨薬 一二四一二	畑岡 侑里	令和 八年 四月 三十日
茨薬 一二四一三	小池 祥彦	令和 八年 四月 三十日
茨薬 一二四一四	内田 貴之	令和 八年 五月 八日
茨薬 一二四一五	武井 優菜	令和 八年 四月二十八日
茨薬 一二四一六	原 龍生	令和 八年 五月 十二日
茨薬 一二四二四	新宮 知歩	令和 八年 五月 十三日
茨薬 一二四二五	中村 佳奈子	令和 八年 五月 十四日
茨薬 一二四二六	青木 淳	令和 八年 五月 十五日
茨薬 一二四二七	尾和瀬 歩也	令和 八年 五月 十七日
茨薬 一二四二八	平山 昇吾	令和 八年 五月 十七日
茨薬 一二四二九	熊澤 広明	令和 八年 五月 十八日
茨薬 一二四三〇	古川 真衣	令和 八年 五月 十八日
茨薬 一二四三一	山里 萌	令和 八年 五月 十五日
茨薬 一二四三二	高橋 知華	令和 八年 五月 十九日

